

夢を実現する第一歩のために 2015年8月号

ミツヒロニュース



先月、博多祇園山笠を観に行きました。武者物やドラえもん等の人形が飾られた山笠は、豪華絢爛で美しいものでした。170年の歴史がある山笠は、楠田神社の氏子達が行う奉納神事で、町内行事として子供からお年寄りまで、地域の人達が協力して盛り上げてきました。地域を活性化する秘訣は、やはり一体感を出すことではないでしょうか。

光慶 昌史

今月のトピックス

- ◇マイナンバー制度の実務対応準備
- ◇住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度～改正の内容と適用のポイント～
- ◇イザというとき備てない税務調査の基礎知識(40)
「国税調査官の守秘義務」
- ◇お知らせ
夏期休業のお知らせ
- ◇あとがき
読書の夏

マイナンバー制度の実務対応準備

平成27年10月より、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に向け、マイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民へ通知が開始されます。

企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となり、対象業務の洗い出しや対処方針の決定など、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

《会社における対応の流れ》

- 対象業務を洗い出す
- 組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など、対処方針を検討
- 個人番号取得対象者への周知
- 委託する場合は委託先の契約・監督等

①対象業務の洗出し

会社の中で、税務や社会保険関係等の事務の中から番号の記載が必要な書類を洗い出して、事務取扱担当者を決めておきましょう。

併せて、個人番号の取得が必要となる対象者も洗い出しておきましょう。

年始に短期アルバイトを雇用する会社であれば、その報酬支払からマイナンバーの記載事務が始まり、外部講師に講演等を依頼する会社であればその報酬、また多くの会社で3月の退職者や4月の新規採用などで個人番号の取得が本格化していきます。

②対処方針の検討

検討項目として、組織体制の整備、社内規程の見直し、システム対応、番号取得時の本人確認措置、個人情報の安全管理措置(事務所のレイアウト見直し等)、社員研修の実施――等々が挙げられます。これらについて、自社で対応するのか、外部委託するのかを検討することになります。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

③個人番号取得対象者への周知

事務取扱担当者のみならず、全従業員がマイナンバー制度を理解することが重要です。番号取得までのスケジュールを周知するとともに、社員研修・勉強会を併せて実施するようにしましょう。

④委託先・再委託先等の監督

委託する場合の委託先の選定や、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う(委託先等の安全管理措置)ための契約を締結しておく必要があります。再委託等の場合も同様です。

マイナンバー準備と対処方針

個人番号の流れ

利用場面の例

対象業務の例

対処方針を決めるべき項目例

取得 (本人・扶養親族)

入社

社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)

安全管理措置

身上関係

システム対応 (改修等)

保 管

年末調整、
源泉徴収等

安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、
区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)

利 用

休職・復職

社員研修・勉強会の実施

提 供

組織異動

開示・訂正・利用停止

(分社、出向等)

証明書発行

納税手続

年未調整、
源泉徴収等

社会保険

関係手続

雇用保険、
健康保険、
厚生年金
保険等

退社

廃 棄

◎従業員に制度開始前に伝えるべきポイント

【1】登録住所地の確認

平成27年10月頃、住民登録されている市区町村から登録住所宛にマイナンバーが記載された『通知カード』が、簡易書留にて届く予定です。不在の場合には、7日以内に郵便局へ受取に行く必要があります。そのため、登録住所地が現在住んでいる場所になっているか、確認して頂くことが必要でしょう。

【2】老若男女全てが対象

マイナンバーの付与に年齢制限はありません。住民登録されていれば、赤ちゃんでも付与されます。家族全員の通知カードが届くことを認識してもらいましょう。

【3】マイナンバーの管理

社会保障や税の分野において、書類にマイナンバーを記載する必要が生じます。また、通知カード等マイナンバーが記載された書類の写しを提出する場合があることから、通知カードを紛失しないように、保管について指導をする必要があるでしょう。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度

～改正の内容と適用のポイント～



マイホームを取得するための金銭贈与について、一定の金額まで贈与税が課税されない制度（以下、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度）が平成27年度税制改正により見直されました。その内容とこの制度を適用する際のポイントを教えてください。



住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度について、平成27年度税制改正における主な内容と、この制度を適用する際のポイントは次のとおりです。

〈改正の主な内容〉

○非課税枠の改正

課税されない金額（以下、非課税枠）は、改正により下表のとおりとなりました。

○適用期限の延長

この制度の適用期限は、平成27年1月1日から平成31年6月30日までとなりました。

〈適用する際のポイント〉

ポイントを3つに絞って、お伝えします。

○贈与者と受贈者の関係

贈与者は、受贈者からみて直系尊属にあたる方（父母、祖父母等）です。

[誤りやすいケース]

× 配偶者の両親からの金銭贈与
(養子縁組をしている場合を除く)

○贈与の対象資産

贈与の対象は、住宅用家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭です。

[誤りやすいケース]

× 家屋そのものの贈与
× 土地だけの取得のための金銭贈与

○非課税枠の見方

改正前は贈与年分で非課税枠を判断していましたが、改正後は住宅用家屋に係る契約の締結日で判断します。

[誤りやすいケース]

× 贈与日で非課税枠を判断

なお、適用の要件はこれらすべて網羅されておりません。適用をご検討の際には、必ず事前に私どもにご相談いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【改正後の非課税枠】

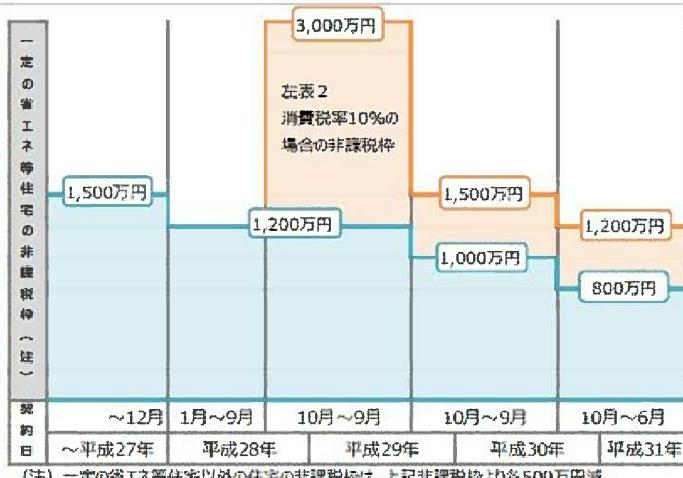
受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成28年9月30日までの契約締結分は控除しません。

1 下表2以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	一定の省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から31年6月30日まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	一定の省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年10月1日から29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から31年6月30日まで	1,200万円	700万円





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ40. 「国税調査官の守秘義務」

今回と次回にわたって、国税調査官に課されている守秘義務について解説します。国税調査官は、当然のことながら公務員ですので、下記のような、公務員全般に課される守秘義務が適用されます。

第100条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第109条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第六百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

また、国税庁のホームページ「税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/nozeikankyo/ippan.htm>

において、下記の問答が記載されており、国税調査官に「調査を通じて知った秘密を漏らしてはならない義務」が課されていることを明記しています。

問 8 調査対象となる納税者の方について、医師、弁護士のように職業上の守秘義務が課されている場合や宗教法人のように個人の信教に関する情報を保有している場合、業務上の秘密に関する帳簿書類等の提示・提出を拒むことはできますか。

【答】 調査担当者は、調査について必要があると判断した場合には、業務上の秘密に関する帳簿書類等であつても、納税者の方の理解と協力の下、その承諾を得て、そのような帳簿書類等を提示・提出いただく場合があります。

いずれの場合においても、調査のために必要な範囲でお願いしているものであり、法令上認められた質問検査等の範囲に含まれるものです。調査担当者には調査を通じて知った秘密を漏らしてはならない義務が課されていますので、調査へのご協力をお願いします。

つまり、国税調査官には、公務員全般に課される守秘義務に加え、「調査を通じて知った秘密を漏らしてはならない義務＝守秘義務」が2重で課されていることになります。

参考文献： ■ゆりかご俱楽部 ■会社のマイナンバー 対応と準備



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚くお礼申し上げます。さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせて頂きます。

何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

8月12日(水)～8月16日(日)

尚、17日(月)より、平常通り業務を行います。

あとがき 和田です。最近、読書にはまっています。今読んでいるのは、「下町ロケット」(池井戸潤)です。同氏の作品は、半沢直樹のドラマの原作となった2作をすでに読んだのですが、どの作品も大変面白く、あつという間に読んでしまいました。今頃になって、小説を読んでこなかったことを激しく後悔していますが、悔やんでいても始まらないので、今後は、本屋大賞等で一定の評価を得ているような本から読み始め、いずれは時代小説、推理小説、近代小説なども読んでいけたらと思っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦略
Office
Mitsuhiko

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

